

## ■申告時に必要なもの

所得や申告の内容に応じて必要な書類を用意してください。

- ▽給与収入や年金収入などがある方
  - ・源泉徴収票
- ▽営業、農業などの事業所得や不動産所得のある方
  - ・収支内訳書
- ▽配当所得のある方
  - ・配当などの支払通知書
- ▽一時所得、譲渡所得などのある方
  - ・支払明細書や売買契約書などの書類
- ▽医療費控除を受ける方
  - ・医療費の明細書（集計表）
  - ・医療費の領収書
  - ・保険などで補てんされた金額の分かる書類
- ▽社会保険料控除、生命保険料控除、地震保険料控除を受ける方
  - ・各種保険料の払込（控除）証明書
- ▽住宅ローン控除を受ける方
 

取得した住宅の種類により必要な書類が異なります。詳しくは半田税務署へお問い合わせください。
- ▽所得税が還付になる方
  - ・申告者本人名義の預貯金口座番号の分かるもの（還付になるかどうか分からない場合は念のためご持参ください。）

その他必要なものにつきましては申告の手引きなどによりご確認ください。

※ 収支内訳書や医療費の集計表は、事前にご自分で作成してきてください。申告会場の職員が作成することはできません。

## ■申告書の送付について

昨年の申告内容を参考に、町県民税の申告が必要と思われる方には1月下旬に役場から申告書を送付します。（確定申告書については、半田税務署にお尋ねください。）

申告が必要なのに申告書が届かなかった方や新たに申告が必要になった方は、申告会場や役場で申告書を用意していますので申し出てください。

## ■申告書の作成・提出について

申告会場は大変混雑します。確定申告書は「申告書の手引き」や「国税庁ホームページ」などを参考に、自分で申告書を作成してはいかがでしょうか。

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に従って金額などを入力することで、簡単に確定申告書を作成することができます。作成した確定申告書を印刷し、税務署へ郵送もしくは持参することで提出することができます。

確定申告書の作成には、  
**国税庁HP「確定申告書等作成コーナー」**  
をご利用ください。



### ☆所得税の確定申告書の送付先

〒475-8686  
半田市宮路町50-5  
半田税務署 ☎(21)3141

町県民税の申告書についても「町民税・県民税申告書の書き方について」を参考に自分で申告書を作成し、役場へ郵送もしくは持参することで提出することができます。

### ☆町県民税申告書の送付先

〒470-2292  
阿久比町大字卯坂字殿越50  
阿久比町役場税務課住民税係  
☎(48)1111（内1111・1112）

## ■インターネットを利用した電子申告「e-Tax」について

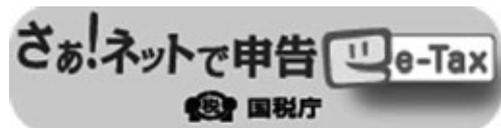
自宅のパソコンから申告などの手続きができる「e-Tax」には次のような利点があります。

▽添付書類の提出を省略できます

▽還付がスムーズ

▽24時間受付

詳しくは「e-Tax」ホームページをご覧ください。



※ 「e-Tax」を利用するためには、インターネットに接続可能なパソコン・電子証明書（個人番号カードを入手し、電子証明書発行申請を行うことで取得できます。）・ICカードリーダライタが必要になります。